

生命共済

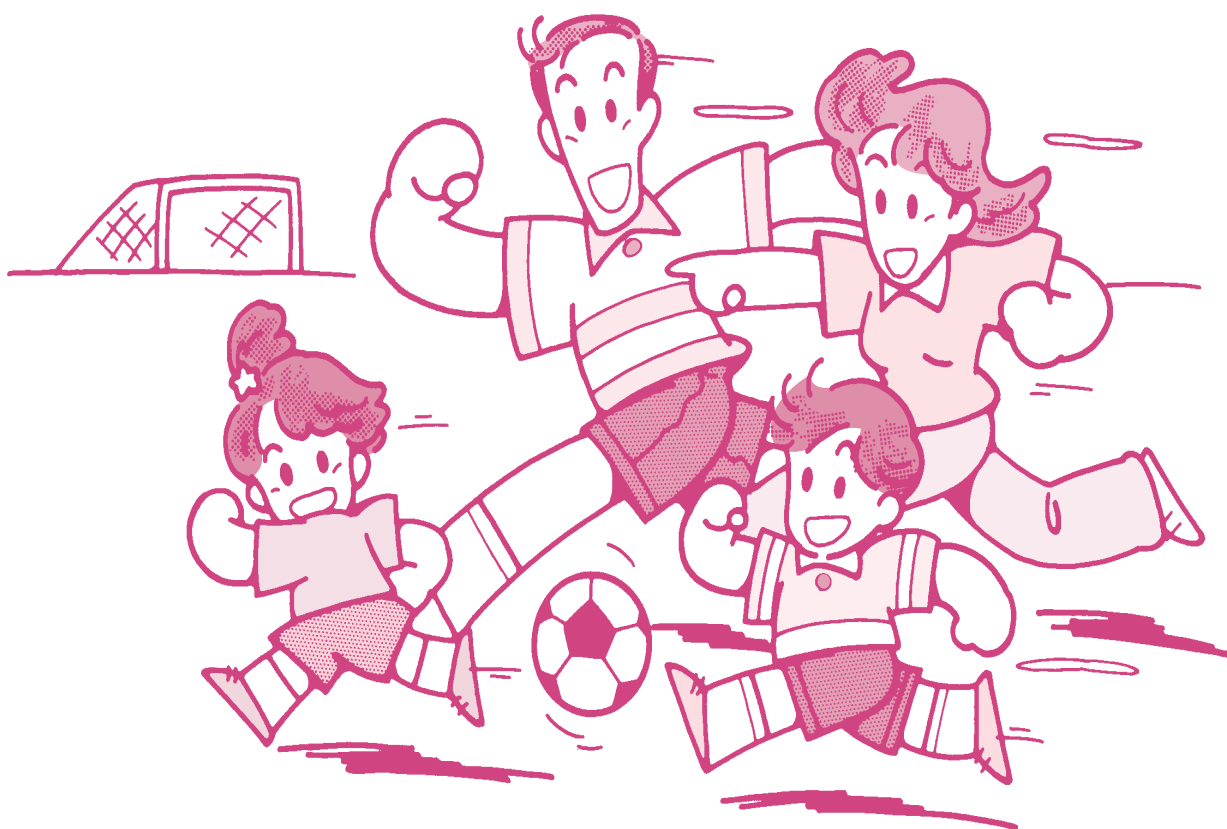
のご案内

(災害保障特約付福祉団体定期保険+拠出型企業年金保険+見舞金制度+独自給付)

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に記載の保障内容・保険金額・給付金額(積立金額)・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

〒160-0011 東京都新宿区若葉1-5 全国クリーニング会館 TEL 03-5362-7201(代) FAX 03-5362-7207

(契約者・見舞金制度運営)

一般財団法人 全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511(代) FAX 03-3239-1978
<https://www.zenkyosai.or.jp>

組合名

☆ **給付内容** 加入者が下記の給付事由に該当した場合、下表の保険金・給付金、見舞金、請求時諸費用給付金、脱退時給付金、75歳脱退時長寿祝金をお支払いします。

給付事由	名称	1Aコース	2Aコース
病気などで 死亡・高度障害状態 *1となったとき	死亡保険金・高度障害保険金 (福祉団体定期保険 死亡保険金・高度障害保険金)	50 万円	100 万円
不慮の事故または 所定の感染症により 死亡 したとき 不慮の事故により 高度障害状態 *2となったとき	死亡保険金+災害保険金 (福祉団体定期保険 死亡保険金+災害保険金) 高度障害保険金+障害給付金(10割) (福祉団体定期保険 高度障害保険金+障害給付金(10割))	100 万円	200 万円
不慮の事故により 障害状態 *3となったとき	障害給付金 (福祉団体定期保険 障害給付金)	35~5 万円	70~10 万円
不慮の事故により 5日以上入院 したとき (同一の不慮の事故について通算120日限度*4)	入院給付金 (福祉団体定期保険 入院給付金)	1日につき 750 円	1日につき 1,500 円
不慮の事故により 延べ5日以上 通院 したとき(1通院60日限度)	災害通院見舞金 (見舞金制度*5)	1日につき 375 円	1日につき 750 円
入院給付金・災害通院見舞金 請求時諸経費 (診断書などの費用)	請求時諸費用給付金 (見舞金制度*5)	1通につき 一律 5,000円	
脱退したとき(死亡・高度障害を含む)	脱退時給付金 (拠出型企業年金保険 脱退一時金)	脱退時給付額試算表参照	
75歳時に満了により脱退したとき	75歳脱退時長寿祝金 (独自給付*6)	18,000 円 【払込掛金の18ヵ月分】	36,000 円 【払込掛金の18ヵ月分】

※1 「高度障害状態」についてはP3の【高度障害状態】のいずれかの状態をさします。
 ※2 「高度障害状態」についてはP3の【障害給付割合表】の「第1級」のいずれかの状態をさします。
 ※3 「障害状態」についてはP3の【障害給付割合表】の「第2級」から「第6級」の状態をさします。
 ※4 更新前の入院日数を含みます。
 ※5 「見舞金制度」は全共済が運営する見舞金制度からの給付です。
 ※6 「75歳脱退時長寿祝金」は全ク連が独自に給付するものです。

3Aコース・4Aコースは、それぞれ1Aコースを3倍・4倍してください。

(注) 脱退時給付金は加入時年齢・加入コース・加入期間により異なります。「脱退時給付額試算表」を目安にしてください。
 (注) 詳しい給付に関する内容はP3の【保険金・給付金、見舞金、請求時諸費用給付金、脱退時給付金の内容・名称と支払事由について】をご覧ください。
 ★保険金・給付金・一時金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、P4~7「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

掛金

月額掛金(概算) ()内は3ヵ月分掛金	1Aコース	2Aコース
	1,000円(3,000円)	2,000円(6,000円)

本制度は、引受生命保険会社の「福祉団体定期保険(災害保障特約付)」「拠出型企業年金保険」と、全共済の行う「見舞金制度」および全ク連の「独自給付」により構成されています。掛金は、福祉団体定期保険(災害保障特約付)の保険料、拠出型企業年金保険の保険料および制度運営費を合算した金額です。掛金のうち福祉団体定期保険(災害保障特約付)の保険料は概算です。申込締切後、加入人員・総保険金額・加入者の年齢構成にもとづいてあらためて正規保険料を算出し、初回より適用します。この制度から脱退されても福祉団体定期保険(災害保障特約付)部分および見舞金制度には解約払戻金などはありません。

3Aコース・4Aコースは、それぞれ1Aコースを3倍・4倍してください。

(掛金の内訳)

加入コース	15~30歳		31~50歳		51~65歳		66~75歳	
	団体定期部分	企業年金部分	団体定期部分	企業年金部分	団体定期部分	企業年金部分	団体定期部分	企業年金部分
1A	400円	600円	500円	500円	800円	200円	900円	100円
2A	800円	1,200円	1,000円	1,000円	1,600円	400円	1,800円	200円

加入コース 1人につき4Aコースまでご加入できます。なお、既に参加している方も下記の加入資格を有する方は4Aコースまで増額することができます。
 払込方法 3ヵ月前納です。(1Aコース:3,000円、2Aコース:6,000円、3Aコース:9,000円、4Aコース:12,000円)

☆ **加入日(効力発生日)** 毎年 4月1日・7月1日・10月1日・1月1日の年4回

加入要件

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会に所属する各クリーニング組合の組合員および従業員(経営者の家族で業務に従事する方を含む)で、加入日(効力発生日)現在、満15歳以上満69歳までの方とします。

新規加入または増額を申し込まれる方は、いずれも加入(増額)に同意され、申込日(告知日)現在、『正常に就業している方』に限りま

す。なお、満69歳までに加入された方は満75歳を迎えた年度の3月31日まで継続加入できます。

●「正常に就業している方」とは、加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・ 傷病により公休・休暇などで欠勤している方
- ・ 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

※組合を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、組合に脱退をお申出ください。

告知にあたっての注意事項

お申込みにあたっては、次の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増額を申し込まれる方ごとに、加入申込書兼告知書(増額の場合は「保険金額変更申込書兼告知書」)の【告知欄】の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】

- ① 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけが(頭部外傷)で、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
- ② 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけが(頭部外傷)で初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血、脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺炎腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※「告知」については、P5「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

掛金負担者

組合員(事業主)負担となります。払込は年4回3ヵ月毎に所定の方法(口座振替または集金扱)により収納します。初回掛金(月額掛金3ヵ月分)が所定の方法により払い込まれない場合には申込取消となります。また、加入後の掛金(月額掛金3ヵ月分)が所定の方法により払い込まれない場合には最終払込期月の末日で脱退となります。

☆ 保険金・給付金などの受取人

死亡に関わる保険金の受取人は加入者(被保険者)の遺族とします。(遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位【配偶者、子、父母…の順位】と同順位となります。)障害(高度障害を含む)および入院・通院に関わる保険金・給付金および見舞金、請求時諸費用給付金の受取人は加入者本人(被保険者)となります。なお、脱退時給付金の受取人は、保険料負担者(事業主)となります。

保険(共済)期間

保険(共済)期間(福祉団体定期保険(災害保障特約付)部分および見舞金制度部分)は1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)で毎年更新されます。期間の途中までのご加入の場合には、加入日(効力発生日)から令和6年3月31日までの保障となり、その後毎年更新されます。脱退時給付金部分は拠出型企業年金保険で運営されています。したがって、脱退時給付金部分(拠出型企業年金保険)の保険期間は加入日(効力発生日)から脱退時または払込満了時(最長75歳)までとなりますが制度として加入・脱退・払込満了時期は福祉団体定期保険(災害保障特約付)の運営にもとづきます。

脱退時給付額試算表 (3Aコース・4Aコースは、それぞれ1Aコースを3倍・4倍してください。)

加入時の年齢	加入期間	払込保険料合計額(1Aコースの場合)	1Aコース	2Aコース
20歳	5年	36,000円	34,827円	69,654円
	10年	72,000円	69,419円	138,838円
	20年	133,200円	127,840円	255,680円
	30年	193,200円	184,805円	369,610円
	55年	246,000円	231,730円	463,460円
30歳	5年	31,200円	30,171円	60,342円
	10年	61,200円	58,933円	117,866円
	20年	103,200円	116,242円	232,484円
	30年	148,800円	141,744円	283,488円
	45年	174,000円	164,019円	328,038円
40歳	5年	30,000円	29,016円	58,032円
	10年	60,000円	57,781円	115,562円
	20年	87,600円	83,575円	167,150円
	30年	106,800円	101,071円	202,142円
	35年	114,000円	106,285円	212,570円
50歳	5年	15,600円	15,049円	30,098円
	10年	27,600円	26,436円	52,872円
	20年	46,800円	44,233円	88,466円
	25年	52,800円	49,589円	99,178円

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

- 脱退時給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払金額をお約束するものではありません。
 - 1Aコースを1口と換算して1908口を、常に維持していること。
 - 加入者(被保険者)全員の保険料が4月・7月・10月・1月の各月1日に入金されたものであること。
 - 脱退時給付額試算表の給付額は、令和5年1月1日現在の予定利率にもとづき計算しております。予定利率については、将来、経済変動などにより変更される場合があります。
 - 記載の脱退時給付額試算表には、拠出型企業年金保険の配当金を加算してありません。毎年の拠出型企業年金保険の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、拠出型企業年金保険の配当金が生じた場合には積立金の積み増しに充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
- 中途脱退された場合は、加入期間により脱退時給付額が払込保険料合計額を下回ることがあります。

ご加入方法・加入増額手続き

- 加入およびコースの変更は年4回(4月1日・7月1日・10月1日・1月1日)です。
- 新規の申込は「加入申込書兼告知書」に必要事項を記入捺印し、初回掛金(3ヵ月分)を添えて組合までご提出ください。
- 増額の申込は「保険金額変更申込書兼告知書」に必要事項を記入捺印し、増額分の初回掛金(3ヵ月分)を添えて組合までご提出ください。
- ご加入の際には、パンフレットの記載事項の内容(特に☆印事項)をご確認ください。また、ご加入の共済金(保険金)額は申込書兼告知書記載の額です。

保険金・給付金などの請求

保険金・給付金などの請求は、組合にお問合せください。

給付の内訳について【1Aコースの例】

2A、3A、4Aコースは、それぞれ2倍、3倍、4倍してください。

保険金・給付金などの名称	福祉団体定期保険	拠出型企業年金保険	見舞金制度	独自給付
死亡保険金・高度障害保険金	50万円	—	—	—
死亡保険金+災害保険金 高度障害保険金+障害給付金(10割)	100万円	—	—	—
障害給付金	35~5万円	—	—	—
入院給付金	750円	—	—	—
災害通院見舞金	—	—	375円	—
請求時諸費用給付金	—	—	一通につき一律 5,000円	—
脱退時給付金	—	脱退時給付額 試算表参照	—	—
75歳脱退時長寿祝金	—	—	—	18,000円

制度の運営方法および個人情報の取扱いについて

【制度の運営方法について】

本制度は、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会・傘下の各組合(以下、「団体」)と一般財団法人全国中小企業共済財団(以下、「全共済」)が提携して実施しておりますが、その運営方法は次の通りです。全共済が引受生命保険会社と「福祉団体定期保険(災害保障特約付)」および「拠出型企業年金保険」契約を締結し、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会は全共済と見舞金制度に関する協約を締結します。この場合「福祉団体定期保険(災害保障特約付)」の加入者は全共済に加盟する他の団体の加入者と共に当該保険契約の被保険者となります。本制度では、加入者(被保険者・共済加入者)を「団体の組合員事業所の役員・従業員」、掛金負担者を「団体の組合員(事業主)」とし、見舞金制度は団体の組合員(事業主)を共済契約者として扱います。なお、本制度はその運営を円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

【制度にご加入・ご継続できない場合について】

本制度は、福祉団体定期保険(災害保障特約付)および拠出型企業年金保険の契約に全共済が実施する見舞金制度をセットして運営するものです。いずれかの保険または見舞金制度の加入資格がなかったり、加入資格を失ったり、消滅・解除・失効された場合には本制度へのご加入・ご継続はできません。

【個人情報の取扱いについて】

本制度の運営にあたって、団体・全共済は、加入者(被保険者・共済加入者)およびその雇用主の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態など。以下、「個人情報」)を取扱い、全共済が保険契約を締結している引受生命保険会社へ提出します。団体・全共済は本制度の運営において入手する個人情報を本制度の事務手続きおよびその他共済制度(団体・全共済の取扱う他の共済制度を含む)に関連・附随する業務のために利用し、また、全共済は団体および事務を他に委託する場合はその委託先にも上記目的の範囲内で提供します。引受生命保険会社および全共済は受領した個人情報を、各種保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金、一時金、見舞金などの支払、その他保険に関連・附随する業務のために利用し、また、団体・全共済および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、健康状態等の機微(センシティブ)情報は、保険業法施行規則のとおり、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して利用します。今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き団体・全共済および引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。福祉団体定期保険(災害保障特約付)および拠出型企業年金保険の引受生命保険会社は、今後、複数の生命保険会社で引受ける共同取扱方式に変更されたり、引受生命保険会社そのものを変更することがありますが、その場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社に提供されます。この個人情報の取扱いに関して同意いただけない場合は、加入不同意として取扱いますのでご了承ください。

〔保険金・給付金、見舞金、請求時諸費用給付金、脱退時給付金の内容・名称と支払事由について〕

〔保険金・給付金部分について〕

◆**死亡保険金**…加入者(被保険者)が保険期間中に死亡された場合に、その加入者(被保険者)について定められた金額の死亡保険金を所定の死亡保険金受取人に支払います。

◆**高度障害保険金**…加入者(被保険者)が加入日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、以下に定める高度障害状態のいずれかになった場合に、その加入者(被保険者)について定められた死亡保険金額と同額の高度障害保険金を高度障害保険金受取人に支払います。高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその加入者(被保険者)に対する部分は、高度障害になったときに消滅したものと取り扱います。

○【高度障害状態】

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

◆**災害保険金**…加入者(被保険者)が加入日以降保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に亡くなられたときおよび所定の感染症で亡くなられたときに支払います。

◆**障害給付金(10割)**…加入者(被保険者)が加入日以降保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に【別表】障害給付割合表の第1級に定める障害状態のいずれかになられたときに災害保障特約の災害保険金の額に【別表】の給付割合(10割)を乗じた金額を支払います。

◆**障害給付金**…加入者(被保険者)が加入日以降保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に【別表】障害給付割合表の第2級～第6級に定める障害状態のいずれかになられたときに災害保障特約の災害保険金の額に【別表】の給付割合を乗じた金額を支払います。

◆**入院給付金**…加入者(被保険者)が加入日以降保険期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内に5日以上、日本国内における病院またはこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院したときに支払います。ただし、同一事故による入院は120日を限度(更新前の入院日数を含みます)とします。

〔別表〕障害給付割合表

等級	身体障害	給付割合	1Aコースの場合の給付金額 万円
第1級 (高度障害)	(1)両眼の視力を全く永久に失ったもの (2)言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの (3)中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの (4)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (5)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (6)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (7)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割	50
第2級	(8)1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの (9)10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの (10)1肢に第3級の(13)から(15)までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の(13)から(15)までまたは第4級の(21)から(25)までのいずれかの身体障害を生じたもの (11)両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割	35
第3級	(12)1眼の視力を全く永久に失ったもの (13)1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの (14)1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの (15)1手の5手指を失ったかまたは、第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの (16)10足指を失ったもの (17)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割	25
第4級	(18)両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの (19)言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの (20)中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身日常生活動作が著しく制限されるもの (21)1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの (22)1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの (23)1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの (24)1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上失ったもの (25)1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの (26)10足指の用を全く永久に失ったもの (27)1足の5足指を失ったもの	3割	15
第5級	(28)1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの (29)1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの (30)1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの (31)1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの (32)1足の5足指の用を全く永久に失ったもの (33)両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの (34)1耳の聴力を全く永久に失ったもの (35)鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの (36)脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割	7.5
第6級	(37)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの (38)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの (39)1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの (40)1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの (41)1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの(42)1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの (43)1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割	5

〔見舞金制度部分について〕

◆災害通院見舞金、請求時諸費用給付金

加入者が加入日以降共済期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内に延べ5日以上通院したときに通院給付金日額×通院日数分を支払います。ただし、その事故の日から起算して180日経過後の通院は支払いません。その際、入院給付金の請求のみの場合を含め請求時諸費用給付金として診断書1枚につき5,000円を支払います。

【保険金・給付金、見舞金が支払われない場合】

加入(増額)申込の際に、保険契約者(見舞金については共済契約者【掛金負担者】)を意味します。)または加入者(被保険者)が故意または重大な過失により告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げた場合には保険金・給付金、見舞金(増額の場合は増額部分)を支払いません。

*支払事由が以下の項目のいずれかによって生じた場合には保険金・給付金、見舞金を支払いません。

死亡保険金、高度障害保険金について	災害保険金、障害給付金(10割)、障害給付金、入院給付金、災害通院見舞金について
①加入者(被保険者)が加入日から1年以内に自殺したとき(増額の場合はその増額部分について)	①保険契約者・加入者(被保険者)の故意または重大な過失によるとき
②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき	②保険金・給付金、見舞金の受取人の故意または重大な過失によるとき
③保険契約者・加入者(被保険者)・保険金受取人の故意により高度障害となったとき	③加入者(被保険者)の犯罪行為によるとき
④戦争その他の変乱によるとき	④加入者(被保険者)の精神障害を原因とする事故によるとき
	⑤加入者(被保険者)の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
	⑥加入者(被保険者)が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
	⑦加入者(被保険者)が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
	⑧地震、噴火、津波によるとき
	⑨戦争その他の変乱によるとき

●加入者(被保険者)に詐欺行為や保険金・給付金、見舞金などの不法取得目的による加入・更新があった場合で、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しまたは無効となった場合。

●保険契約者、加入者(被保険者)、保険金・見舞金受取人が保険金などを詐取る目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により解除となった場合。

〔拠出型企業年金保険部分のお取扱いについて〕

全共済はアクサ生命と拠出型企業年金保険契約を締結していますが、その範囲において本制度における取扱は以下の通りとします。

◆中途脱退の場合は積立金を脱退時給付金として支払います。

◆年金支払の取扱はありません。

◆満了年齢は満75歳を迎えた年度の3月31日までとし、継続加入できます。福祉団体定期保険の満了と共に満了脱退とします。

◆保険料の払込の中止、積立金の一部受取は取り扱いません。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

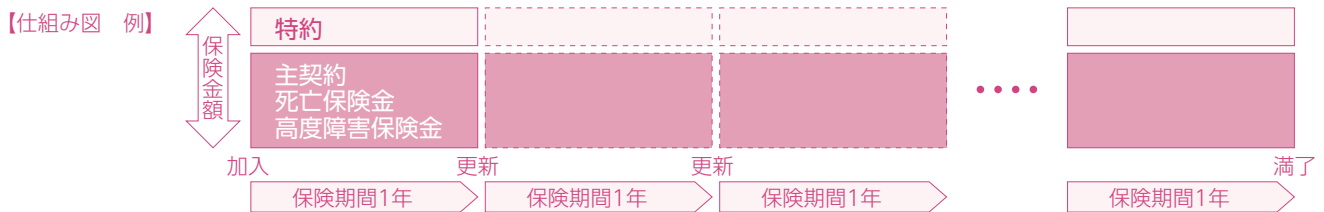
本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

この【重要事項説明書】は、福祉団体定期保険のご契約の内容などに関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、お申込みの際に特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまに不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属団体またはアクサ生命に照会してください。

<契約概要>

※各団体の制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料のお取扱い、満了年齢などが異なります。詳細は必ず「パンフレット」をご確認ください。

- 商品の名称 福祉団体定期保険
- 商品の仕組み 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・従業員の死亡などの保障を確保するために団体を契約者として運営する団体保険商品です。



- 保険期間 保険期間は団体ごとに取り決めた更新日から1年間です。保険期間の満了の際に更新しない旨のお申出がない場合には、自動更新となり団体ごとに取り決めた更新限度の年齢まで更新することができます。
- 主契約のお支払事由
 - 死亡保険金………保険期間中に被保険者が死亡したとき。
 - 高度障害保険金…保険期間中に被保険者が加入(増額)日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当したとき。

※高度障害保険金が支払われた場合にはその被保険者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。
- 加入資格 加入資格は団体ごとに取り決めています。詳細は「パンフレット」を参照してください。
※退職・退会などにより加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に被保険者の年齢構成・加入状況によって団体ごとに算出します。お払込方法・経路なども団体ごとに取り決めていますので詳細は「パンフレット」を参照してください。
- 配当金について この商品は毎年の更新後に団体ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者宛に契約者配当金をお支払いします。
- 払戻金など この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】

この保険契約の引受保険会社は「パンフレット」に記載してあります。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社を事務幹事会社とし、各引受保険会社は各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

*共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受ける保険契約をいいます。

アクサ生命保険株式会社(本社) 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL03-6737-7777(代表)

ホームページアドレス www.axa.co.jp/

【当制度に関する手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関する手続きやご相談は、所属団体へお問合わせいただくか、「パンフレット」記載の保険会社営業店へご連絡ください。当制度に関する苦情は、所属団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談室(TEL:0120-030-775 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

(ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

<注意喚起情報>

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体を契約者とする団体保険契約であり、被保険者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はありません。

■告知について

- 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されることや、保険金などの支払いを受けられないことがあります。
※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の取消しとなる場合があります。）
- アクサ生命の取扱者へ口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず被保険者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。（取扱者・募集人には告知受領権はありません。）
- アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、<ご本人>の場合は正常に就業している方、<配偶者・お子様>の場合は正常な日常生活を送っている方に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入(保険金額変更)申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺炎腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

■効力発生日(責任開始期)について

加入申込日(告知日)と効力発生日(責任開始期)については団体ごとに取り決めてています。詳細は「パンフレット」にて確認してください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。生命保険会社職員、代理店、団体の役職員には保険への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険金などをお支払いできない場合について

次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

1. 免責事由に該当する場合

- ・効力発生日(責任開始期)から1年以内の被保険者の自殺
- ・契約者・被保険者・保険金受取人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

2. 効力発生日(責任開始期)前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

3. 告知義務違反の場合

告知の内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

4. 重大事由による解除の場合

契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取る目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合

5. 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者による詐欺の行為によりご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の被保険者数、加入率および保険金などの支払状況が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

各団体が定めた方法により保険料をお払込みいただきます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払い込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細は「パンフレット」にて確認してください。

■払戻金など

この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

- ・保険金などのお支払事由が生じた場合や、保険金などのお支払いの可能性ががあると思われる場合は、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。
- ・お支払事由、請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、アクサ生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ・保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合には、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

【引受保険会社の信用リスク・生命保険契約者保護機構について】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 〔月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〕
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の給付金額（積立金額）・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

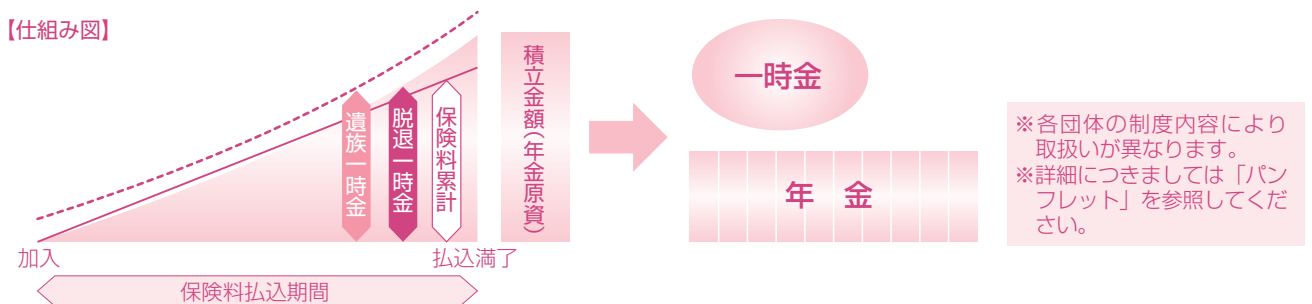
この【重要事項説明書】は、拠出型企業年金保険の契約内容について特にご確認ください事項「契約概要」と、お申込みの際に特にご注意ください事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただけますようお願いいたします。

「年金や一時金をお支払いできない場合について」などお客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属団体またはアクサ生命営業店に照会してください。

< 契約概要 >

■商品の名称 拠出型企業年金保険・拠出型企業年金保険遺族年金特約

■商品の仕組み 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・役員・従業員の退職一時金・年金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払い込み、保険料払込満了後は保険料払込満了時点の積立金を原資とした年金を受け取れます。（年金に代えて一時金として受け取ることもできます。）
また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により加入者の死亡時には加入者数に応じた特約遺族年金が加算されます。



■保険期間など 保険料払込満了期日や年金受取開始時期、年金受取期間などは各団体の取決めによります。詳細は「パンフレット」を参照してください。

■主な支払事由

- ◆基本年金……保険料払込満了期日を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いします。
- ◆中途脱退年金…保険料払込満了期日前に脱退される場合は、中途脱退年金をお支払いします。
- ◆遺族年金……加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、遺族年金を遺族年金受取人にお支払いします。

※一時金を希望される場合には、将来の年金のお支払いに代えて一時金をお支払いします。また、積立金額（年金原資）から計算した年金月額が1万円未満となる場合にも一時金でお支払いします。（個人年金保険料控除の対象となる場合は除きます。）

■加入資格について 拠出型企業年金保険については、申込日現在、健康で正常に就業している方のみご加入いただけます。加入資格の詳細は「パンフレット」を参照してください。
※退職、退会などにより加入資格がなくなった場合にはすみやかに脱退していただけます。

■保険料について 1口あたりの保険料、加入者数の設定については「パンフレット」を参照してください。

■配当金について 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
積立期間中の配当金は積立金の積増のために充当し、年金受給権取得後は年金の増額のために充当します。年度途中で脱退された場合はその年の配当金はありません。

■積立金について お申込みいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
将来の受取予想額につきましては「パンフレット」に記載の給付額試算表にてご確認ください。
（将来の受取額をお約束するものではありません。）

【引受保険会社・共同取扱契約について】

この保険契約の引受保険会社は「パンフレット」に記載しています。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社（事務幹事会社）が他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受ける契約をいい、各引受保険会社は各加入者の積立金のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。（給付に際しての負担割合は相違する場合があります。）なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

<注意喚起情報>

■ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）について

拠出型企業年金保険については、団体を契約者とする保険契約であることから、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■効力発生日（責任開始期）について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の効力発生日から契約上の責任を開始します。

加入申込日と効力発生日については所属する団体の「パンフレット」にて確認してください。

初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消しとなり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

なお、生命保険会社職員・代理店・団体役員などには保険契約への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権はありません。

■保険料のお払込みについて

各団体が定めた方法により保険料を払い込んでいただきます。

保険料のお払込みがなかった場合、最後に振替えられた保険料の応当月末をもって自動脱退となる場合があります。

詳細は所属する団体の「パンフレット」にて確認してください。

■脱退・払出し時の一時金額について

この制度の保険料は、お払込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間が短い場合、積立金や脱退一時金額がお払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

■年金や一時金をお支払いできない場合について

次のような場合には、年金・一時金のお支払いに制限があります。

◆遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金現価を他の相続人にお支払いします。

◆契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることがあり、既に払い込まれた保険料は戻しません。

◆受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時（未遂を含みます。）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

◆契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

◆契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口（保険料の増額）の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合は、特約遺族年金の加算がないことがあります。

■年金・一時金などのお支払いに関する留意事項について

◆お客さまからのご請求に応じて、年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

◆年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

■契約の継続について

拠出型企業年金保険においては、制度全体の加入者数が所定の人数を下回った場合、契約が継続できなくなる場合があります。

【引受会社の信用リスクについて・生命保険契約者保護機構について】

引受会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

【予定利率などの変更について】

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率などを変更することがあります。

【当制度に関するお手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、団体（契約者）へお問い合わせいただくか、「パンフレット」記載の保険会社営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、所属団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談室（TEL:0120-030-775 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777（代表）

www.axa.co.jp/

〈見舞金制度運営〉

お問合せ先

一般財団法人 全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511（業務部）

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社 法人ビジネス業務部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7440